

# 令和5年 北九州市農業委員会 第3回総会 議事録

1. 日 時 令和6年3月22日(金) 午前10時00分～午前10時30分

2. 場 所 小倉南生涯学習センター2階 特別会議室

## 3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 18名

中村治雄	古田俊策	八木田経二	山田泉
澤水理佳	山鹿茂紀	稲光進	川江秀孝
各務浩	大庭喜重	岩男徹	中谷陽子
木原幹雄	竹内輝壽	松浦和哉	藤堂孝雄
大庭美智子	椰野保博		

欠席委員 0名

## 4. 事務局出席者

江島 事務局長	篠田 次長	田上 係長	荒木 係長
飛松 主査			

## 5. 議 事

### 【議 案】

議案第14号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案) について

議案第15号 農地等の利用最適化の推進に関する指針の改訂(一部修正) について

議案第16号 北九州市農業委員会規則の一部改正について

7. 傍聴人 なし

事務局長

お忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。ただ今から、第3回総会を開催します。本日の出席委員は18名中18名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。

それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

会長

おはようございます。着席させていただきまして、審議を進めたいと思いません、よろしく申し上げます。

ただ今より、第3回総会を開催します。

本日の議題は

「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」

「農地等の利用最適化の推進に関する指針の改訂について」

「北九州市農業委員会規則の一部改正について」

の3件です。

それでは、事務局は、議案第14号の説明をお願いします。

事務局

はい、それでは説明いたします。

今、ご案内ありましたように3つ議題がございまして、それぞれ資料に1、2、3と付箋を貼ったところから説明をさせていただきます。

それではまず1と書いてあるところをご覧ください。

議案第14号「令和6年度最適化活動の目標の設定等の（案）について」です。右肩に別紙様式1と書いてございます。「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

今回初めてご覧になる委員さんもいらっしゃると思いますが、農業委員会は最適化活動の次年度の活動目標等を前年度の3月末までに定め、翌4月末までに県を通じ国に報告するということになっています。今回は令和6年度の活動目標を今年度末、3月末までに内容を定めて、来月末までに県・国へ報告するという手順になっています。

また、前年度の活動実績の評価は4月以降に行いまして、こちらは6月末までに活動目標と同様に県を通じて国に報告するということになってございます。来年度に入りまして、今度は評価の方の総会を開催させていただきます。

本件は本年4月から令和6年度の活動目標を定めています。主な前回の内容との変更点を中心に内容の説明をいたします。

まず1番目でございます、農業委員会の現在の体制です。ここでは現委員の体制を記載してございます。昨年7月の委員改選で10月に井手尾委員のご逝去に伴う欠員等によりまして、農業委員の構成が変更になるために、定数が19名に対して、実数は18名となっています。

認定農業者が1名増、女性委員は3名の増で認定農業者に準ずる方は1名減というふうになっております。

次に農家農地等の概要です。総農家数及び基幹的農業従事者数は昨年度と同じ2020年の農業センサスの数字を記載してございますので変更はございません。

一方、右端の表ですね、認定農業者数、そして基本構想水準到達者、こちらの数字がそれぞれ変わってございます。

まず、認定農業者数は69経営体で、5経営体の減。

そして、基本構想水準到達者は80経営体で、5経営体の増となっております。

また、農業参入法人ですけれども、こちらは18経営体ということで、プラスの2となっております。

一番下の耕地面積です。こちらは本年2月末の公表の国の統計数値に基づいて記載しており、2,120haということで、前年度に対して20haの減ということになってございます。

次のページをご覧ください。

今回は最適化の活動の目標です。最初に、最適化の活動の成果目標ということで、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の3項目について、成果目標を記載しています。

まず、農地の集積です。現状及び課題なんですけれども、管内の農地面積は先ほど記載いたしました2,120haを記載しています。

これまでの集積面積ですが、担い手である認定農業者、認定就農者、基本構想水準到達者の経営面積の合計値で453.6haということで、前回は448.7haですので、微増ということになってございます。集積率は、農地面積に占める集積面積の割合でありますので、今回は21.4%となっております。

課題につきましてはいろいろな場で皆様方からご意見いただいておりますけれども、まずは農業従事者の高齢化及び減少により、農地貸借の更新が難しいということ。そして、農地の集積・集約のためには、継続的な担い手の育成、支援が不可欠であるということを改めて記載しています。

続きまして②の目標です。こちらは昨年、委員改選に合わせて策定いたしました指針及び市の農林水産振興計画に基づいて作成しています。

目標年度及び集積率は、国及びは県が定めております、令和10年に集積率80%と、かなり実行性が厳しい数字ですけれども、便宜上、こちらを記載してございます。

一方、市の農業振興計画では、令和8年度、2026年度で集積率35%という数値を掲げておりますので、こちらとの関係で今回35%というのは市の数値として持っていることとなります。

なお指針では、前年比18%の割合で修正見込むことを想定しておりましたので、計算上では、6年度の新規集積面積は165.9ha。集積率は29.2%となっております。この集積面積及び集積率なんですけれども、その年の集積面積に大きく依存するものですので、なかなか計画通りにいかないというのが実情でございまして。反対に予定外の集積が進むというケースもございまして。

先ほどご紹介しました、昨年秋に策定しました指針におきましては、基準となる農地面積を当初、「農地台帳」に記載の数字を採用していましたが、今回、国に報告いたします「計画」、そして来月以降作成いたします「評価」の方では、こちら農地の面積を「耕作及び作付面積」ということでいわゆる耕作地の面積を記載することになっております。

そのため、今回のこの報告書の中の数字も、その「耕作及び作付面積」、耕作地の面積となっておりますので、「指針」の方につきましても、「農地台帳」の面積から「耕作及び作付面積」に変更することにいたしました。

こちらにつきましては次の議題で上げさせていただきますので、簡単に説明させていただきます。

(2)の遊休農地の解消です。こちらの現状は遊休農地面積は8.2ha。前回2.5haですので、5.7haの増となります。このうち「緑区分」が8.2ha。「黄区分」は0haになります。

なお「緑区分」というのはですね、人力あるいは農業用機械で草刈・耕起・抜根・整地を行うことにより、すぐに耕作できるという農地のことを緑の部分

とっております。

もう一つの「黄区分」ですけれども、こちら草刈等はすぐには耕作できないけれども、基盤整備等を行えばうまく整備ができれば、農地として活用できるという、違いです。

次の課題です。こちらは遊休農地は家の形状や、圃場への接道、日照条件、水利、そして鳥獣害の発生などの条件で不備な場所が多いということ。また、効率性や収益性から耕作地として不向きな土地とみなされ、耕作する担い手の確保が難しいということを2つ掲げております。

次の2番目の目標です。まず既存遊休農地の解消は昨年度と変更はございません。ここでの集積面積及び集積率はその年の新規就農面積に大きく依存するものです。

先ほどもありましたけどなかなかその予定通りにいかないという反面、逆に一気に進むということがございますので、こちらの数字は昨年度と同じものを掲げています。

イの新規発生の遊休農地の解消です。こちらの考え方は前年度新規発生したものは原則として、早いうちに、翌年度中に解消するという考え方に立ちまして、今現在4.53 haを掲げてございます。

ただ、この数字は現在、来年度の解消に向けて、遊休農地の面積を精査中です。この報告は、3月末までの数字をもって報告しますので、一旦、今の数字をこちらを挙げていますけれども、検討の結果、少し動く可能性があります。あらかじめご了承くださいたいと思います。

なお、国へ報告書の内容につきましては、後日、皆様には最終版として提供いたしますので、ご了承ください。

次に新規参入の促進です。

まず現状及び課題です。5年度の新規参入者は14経営体でした。前回は15経営体で、面積につきましては3.3 haです。

課題につきましては、新規就農は技術習得ばかりでなく、資金調達や農地確保など、就農まで乗り越えるべき課題が多く、農業委員や推進委員を中心に、関係機関や地域を含めたサポート体制が必要であると、皆さん日々感じてらっしゃるところを記載させていただきました。

目標です。権利移動面積につきましては、直近3カ年の平均という定義がございまして、87.9 ha、新規参入の貸付でございまして、これはその1割程度ということで、8.8 haを記載しています。

続きまして2の最適化活動の活動目標です。まず推委員等が最適化活動を行う日数目標でございまして。こちらの1人当たりの活動日数なんですけれども、毎月ご提出いただいている活動記録に基づいて算定すべきものでございまして。

ただし、国の基準に当てはめると、最低でも6日以上必要ですので、こちらにつきましては、昨年と同水準の数字を掲げてございます。

次に、活動強化月間の設定目標ということで、年間の活動スケジュールをこちらに記載しています。農地集積、遊休農地の解消を中心に、年間5ヶ月、大体5回活動強化を図るというイメージです。

(3)の新規参入相談会への参加目標です。過去は、市の農林水産祭りを秋に開催していましたが、そのイベントの開催時に就農相談会を開催して参りました。

ただ、ここ数年新型コロナの影響を受け開催が延期されていましたが、少なくともコロナ前に戻るとということで、1回開催を掲げております。

議題14号につきましては以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

会長

事務局からの説明について、ご異議ご質問等はございませんか。

(異議なし)

ご異議はないようですので、議案第14号「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について」は、原案どおり承認いたします。

それでは、続いて事務局は議案第15号の説明をお願いいたします。

事務局

資料5ページになります。

議案第15号「農地等の利用最適化の推進に関する指針の改訂(一部修正)について」です。

こちらは、先ほどの説明の中でございました数値の考え方についての整理です。

まず、お手元の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、修正箇所という資料をご覧ください。

農業委員会は農業委員会等に関する法律、いわゆる農業委員会法に基づきまして、農地等の利用最適化の推進に関する指針というのを策定することになっています。

この指針は、農業委員並びに推進委員の改選時期に合わせて前の見直しを行うということで、北九州農業委員会では昨年9月開催の第2回総会で今期の皆さん任期中の指針を定めさせていただきました。

ところが、今回議案14号「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を作成するにあたりまして、基準となる「農地面積」データが「計画」並びに「評価」は「耕作及び作付面積」を採用いたしました。「指針」につきましても、記載内容の整合性を図るため、「農地面積」データを現在の記載の「農地台帳面積」から、「耕作及び作付面積」に変更させていただきたいと考えております。

これに伴い、「指針」に掲載されている数字も一部修正する必要があるため、今回、お伺いを立てた次第でございます。

現在の「指針」のその2ページ目、3ページ目にそれぞれ「農地面積」と記載している箇所があると思います。この部分につきまして、訂正させていただきたいと思います。

改めて、資料の6ページをご覧くださいませでしょうか。

冒頭の枠組みのところは先ほどご説明しましたように、ベースとなる「農地面積」の基準データを変えるということでございます。

具体的な変更箇所は、アンダーラインを引いている内容に変更になります。

7ページをご覧ください。こちら、管内の農地面積のベースが変わりますので、「集積面積」も変更されています。

極めて単純な修正ではございますけれども、「計画」、「評価」のところと、「指針」の足元数字が異なると、見通しも立てにくいだらうということで、今回、変更させていただきました。

「指針」につきましては、法定の内容でございますので本日ご審議いただいた上で、正式に修正させていただきますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

会長

事務局からの説明について、ご異議ご質問等はございませんか。

(異議なし)

ご異議はないようですので、議案第 15 号「農地等の利用最適化の推進に関する指針の改訂（一部修正）について」は、原案どおり承認いたします

続いて、事務局は、議案第 16 号の説明をお願いします。

事務局

資料の 8 ページ目をお願いいたします。資料 3 です。

議案第 16 号「北九州市農業委員会規則の一部改正について」でございます。マスコミ報道等でもご覧になっている方もいらっしゃるかもしれませんが、北九州市は来月 1 日付けで機構再編が行われます。

その再編の一つで、総務市民局が新たに新設されるということになりました。これに伴い、その局名等を記載してございます「北九州市農業委員会規則の一部」を改正する必要が出てきました。

併せて、規則の内容の文言を一部整理させていただきました。

改正理由です。

令和 6 年 4 月 1 日付けで実施される機構再編により総務市民局が新設されることに伴い、北九州市農業委員会規則（令和 2 年北九州市農業委員会告示第 1 号の一部改正を行なうもの。

また、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に照らし、文言の整理を行うもの。となっております。

具体変更する箇所は 2 ヶ所でございます。

まず、27 条関係ということで、現在総務局人事部給与課長となっておりますけれども、総務市民局人事部給与課長に変更します。

そして総務局人事部給与課の記載を、総務市民局人事部給与課に改めるという内容でございます。

2 つ目の変更です。

こちらは、皆様にお配りしている「身分証明書」の記載の部分でございます。10 ページをご覧ください。皆様にご就任時に身分証明書をお配りしています。その証明書記載の文言が誤った記載になっていましたので、修正するものです。皆様にお配りしている身分証明書は修正済みですので取りかえる必要ございません。

立入「検査」という記載になっていますが、「調査」が正しいので、こちらを修正するものです。

今回大きな規則の機構再編がございましたので、それに合わせて、文言修正をさせていただきました。以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの説明で、ご異議ご質問等はございませんか。

(異議なし)

ご異議はないようですので、議案第 16 号「北九州市農業委員会規則の一部改正について」は、原案どおり承認いたします。

以上をもちまして本日の審議は、議案審議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

本日の署名委員は、9 番の川江委員と、10 番の各務委員です。よろしくお願

いします。そのほかで何かございせんか。事務局からは何かありますか。なければ、これで 令和6年第3回総会を終了します。お疲れさまでした。